明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（三九）　二
○道路交通法の一部を改正する法律（四〇）　六
〔告　示〕
○銀行法第四十七条第二項の規定により適用する同法第二十六条第一項の規定により外国銀行支店に業務の一部停止を命じた件（金融庁五八）　九
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（総務二一三）　一〇
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（同二一四）　一〇
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（中央選挙管理会六）　一〇
○戸籍が滅失した件（法務三三二）　一〇
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一五四九）　一〇
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（同一五五〇）　一〇
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七二八、七二九）　一一
〔国会事項〕　一一
〔人事異動〕
財務省　一二
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二
国家試験
平成二十八年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）　一三
平成二十七年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、製造たばこ小売定価関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第三九号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係

1　防衛省の所掌事務に、所掌事務に係る国際協力に関することを追加することとした。（第四条関係）

2　自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

3　内部部局の所掌事務、官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係並びに統合幕僚監部の所掌事務に関する規定を改めることとした。（第八条、第一二条及び第二二条関係）

4　技術研究本部及び装備施設本部を廃止することとした。（第二九条及び第三〇条関係）

5　防衛省の外局として防衛装備庁を置き、同庁の長官、任務、所掌事務及び職員について定めることとした。（第三五条～第三八条関係）

6　防衛装備庁の設置等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

二　自衛隊法の一部改正関係

1　防衛装備庁の設置並びに技術研究本部及び装備施設本部の廃止に伴い、防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員及び自衛官を除く。）の任用等は、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者が行うこととする等所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第五条、第三一条、第三一条の二、第三一条の五、第三一条の六、第三六条の六、第四八条の二、第六五条の四、第六五条の八及び第一〇〇条の二関係）

2　航空自衛隊の航空総隊南西航空混成団に第九航空団を新編することに伴い、航空混成団の編成等に関し所要の規定の整備を行うほか、第九航空団司令部の名称及び所在地を規定することとした。（第二〇条、第二〇条の八及び別表第三関係）

3　即応予備自衛官の員数を改めることとした。（第七五条の二関係）